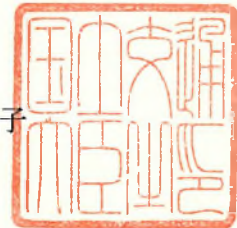


認 定 書

国住指第1110号
平成13年11月8日

竹村工業株式会社
代表取締役社長 竹村弘實 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項（同法88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第2条第七号及び同法施行令第107条第一号及び第三号（屋根：各30分間）の規定に適合するものであることを認める。

記

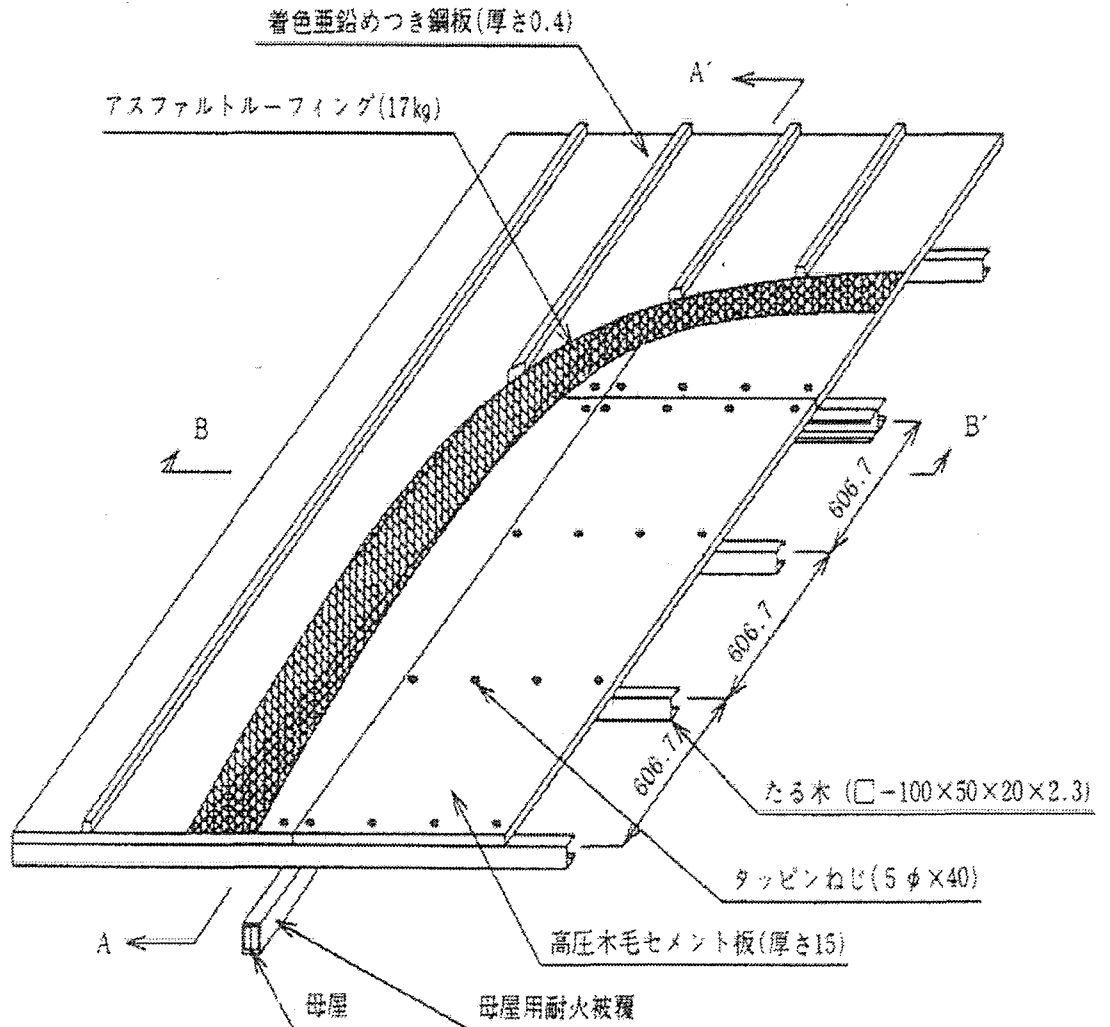
1. 認定番号
FP030RF-9037
2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称
高圧木毛セメント板野地板・金属板葺屋根
3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容
別添の通り

(別添)

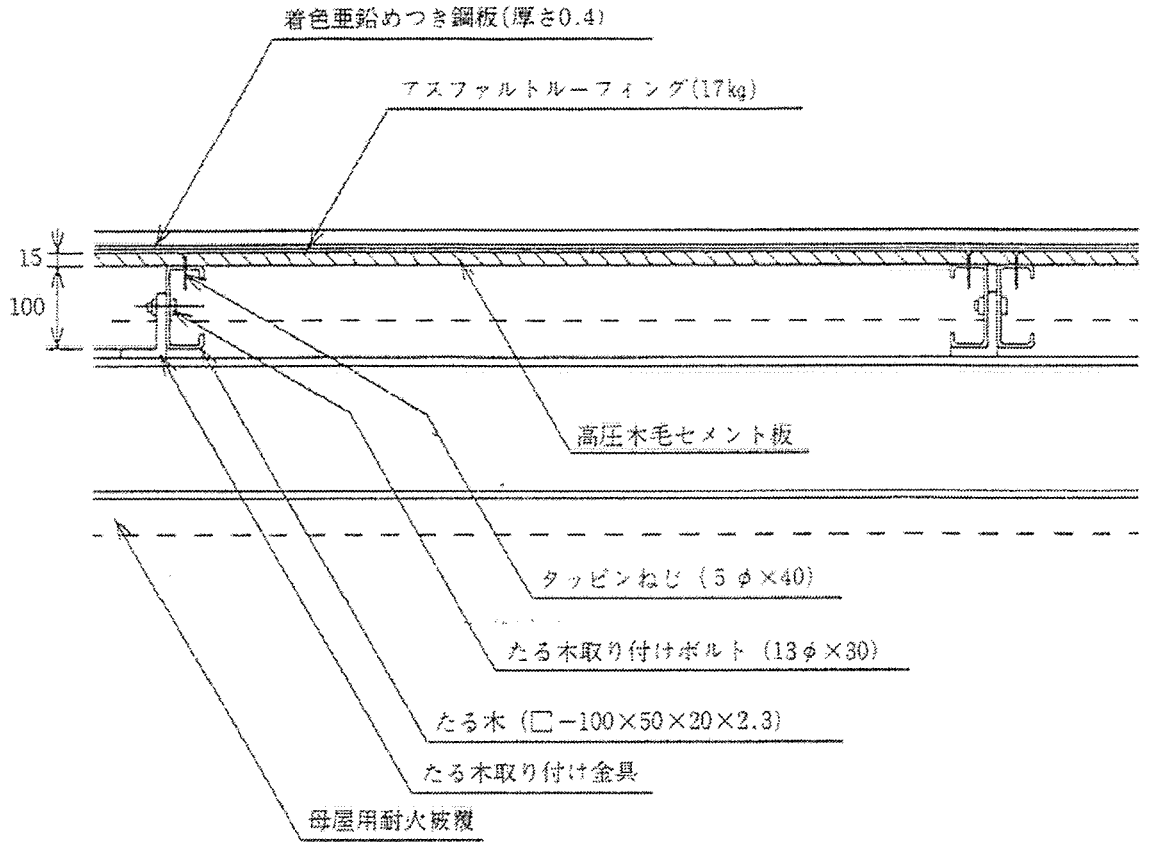
認定番号	FP030RF-9037	認定年月日	平成13年11月8日
品目名	高圧木毛セメント板野地板・金属板葺屋根		
申請者名	竹村工業株式会社 長野県下伊那郡松川町上片桐4604		

1. 部分、耐火性能の区分 屋根 30分耐火
2. 試験機関名 (財) 建材試験センター中央研究所
受託番号 依試第58077号
3. 構造説明図 (単位 mm)

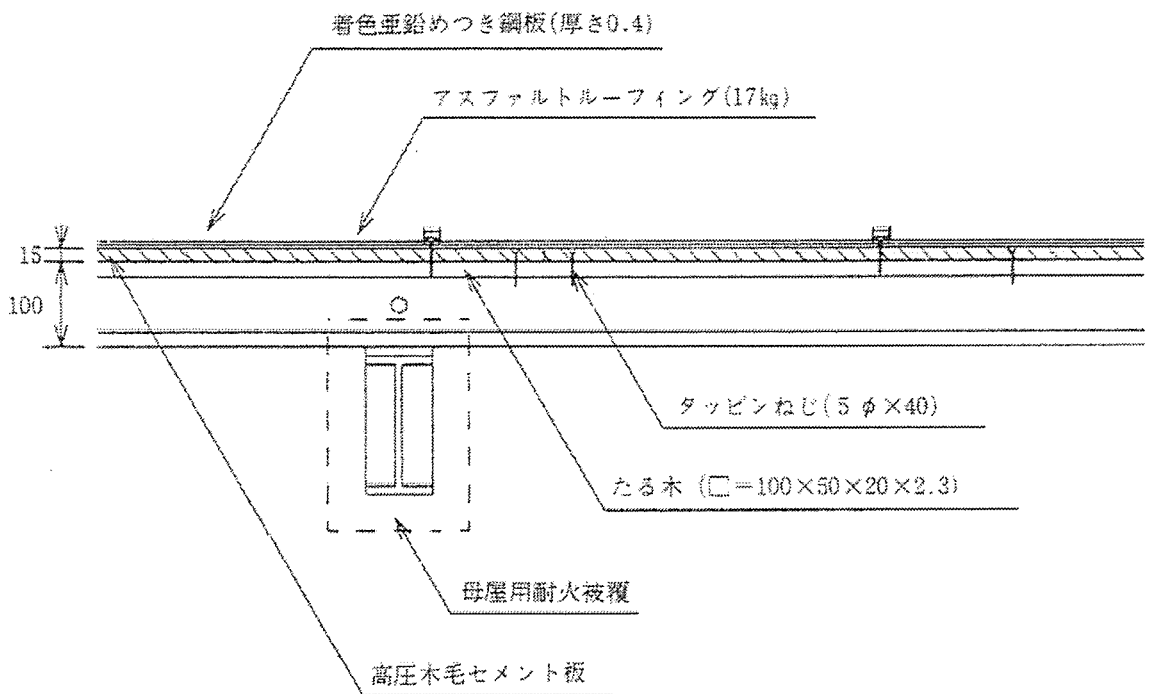
(1) 見取図



A-A'断面



B-B'断面



4. 材料等説明

1) 主構成材料

①高圧木毛セメント板

①-1 組成

木毛セメント板（準不燃（個）第2894号）であってかさ比重が0.96を超えるもの。

①-2 形状及び寸法（単位：mm）

厚 さ 15, 20, 25, 30 (+1, -3)
幅 910 (+1, -3)
長 さ 1820 (+1, -3)

①-3 性能

かさ比重 0.96以上

JIS A 1408曲げ破壊荷重
厚さ15mm……100kgf以上
厚さ20mm……180kgf以上
厚さ25mm……250kgf以上
厚さ30mm……330kgf以上

含水率 15%以下（工場出荷時）

②たる木 軽量形鋼 C-100 x 50 x 20 x 2.3mm以上

③防水材料 アスファルトルーフィング 17kg品以上

④屋根葺材料

材 料 名	規 格	厚さ(mm以上)
塩化ビニル樹脂金属積層板	不燃（屋根用）第1051号 JIS K 6744	0.4
亜鉛めっき鋼板	JIS G 3302	0.4
着色亜鉛めっき鋼板	不燃第1041号 JIS G 3312	0.4
伸銅品	不燃第1121号 JIS H 3100	0.4
ステンレス鋼板	JIS G 4304	0.4
塗装ステンレス鋼板	不燃第1006号 JIS G 4304	0.4
制振ステンレス鋼板	不燃第1026号 JIS G 3320	0.52
チタン展伸材	不燃第1019号 JIS H 4600	0.4
無機質断熱材貼り金属板	不燃第1131号	2.0
制振鋼板	不燃第1025号	0.56
石綿スレート	不燃第1001号 JIS A 5423	3.0
化粧石綿スレート	不燃第1002号	3.0
石綿セメント板の不燃認定材料		

2) 副構成材料

①タ ッ ピ ン ね じ 5φ x 40~50mm (JIS B 1115)

②たる木取付金具 L-80 x 50 x 6mm

③たる木取付ボルト 13φ x 30mm

5. 標準仕様（施工仕様）

1) 下地

- (イ) たる木取付金物(L-80 x 50 x 6mm)を、たる木間隔が607mm以下になる様に電気溶接で取り付ける。
- (ロ) たる木(C-100 x 50 x 20 x 2.3mm)をたる木取付ボルト(13φ x 30mm)を用い、たる木取付金物に取り付ける。
- (ハ) 母屋は1時間耐火被覆を施す。
但し、平成12年建設省告示第1399号第四第三号ニの規定に該当する場合には耐火被覆をしなくてもよい。

2) 野地板の取付

- (イ) 高圧木毛セメント板(15mm~30mm)を所定の位置に合わせる。
- (ロ) 縦横方向の目地は突付とする。
- (ハ) タッピンねじ(5φ x 40~50mm)にて端部から100mm以内の内側を、300mm以内の間隔でたる木に留め付ける。

3) 屋根葺

- (イ) アスファルトルーフィング(17kg品)を重ね代100mm以上取って敷込む。
- (ロ) 屋根葺は金属板・石綿スレート、石綿セメント板の不燃材料とする。

6. 留意事項

- 1) 製品の運搬に際しては、破損、水濡れ等ないように十分注意する。
- 2) 衝撃を与えないよう取り扱うこと。

7. 付帯条件 なし

8. 注意事項

当該認定書において、「建築基準法の一部を改正する法律」(平成10年法律第100号)による改正前の建築基準法の規定による建設大臣の認定仕様がある場合は、平成14年6月1日以降は「建築基準法の一部を改正する法律」(平成10年法律第100号)による改正後の建築基準法の規定による当該認定仕様に係る国土交通大臣の認定仕様を用いるものとする。